

●普通貸付及び保険料振替貸付の貸付利率

貸付利率は、ご契約のご加入時期等により異なります。

(平成21年4月1日現在)

ご加入時期	貸付利率
平成6年3月31日以前	年 6.00%
平成6年4月1日から平成8年3月31日まで	年 3.75%
平成8年4月1日から平成19年9月30日まで	年 2.75%

注 貸付期間（1年）を経過しますと、利率はそれぞれ2%高くなります。また、貸付期間経過後、さらに1年を経過しても貸付金の弁済がない場合には、貸付金の弁済に代えて保険金額等が減額されます。

※ 貸付利率を改定したときは、改定後に請求された貸付けについては、改定後の利率が適用されます。

●貸付利率の軽減取扱い

1 介護保険金付終身保険の被保険者が特定要介護状態になった場合等の普通貸付の貸付利率

貸付利率は、ご契約のご加入時期等により異なります。

(平成21年4月1日現在)

ご加入時期	貸付利率		
	①介護保険金付 終身保険	②学資保険、成人保 険、育英年金付学 資保険	③介護割増年金付 終身年金保険
昭和62年3月31日以前	年 5.00%	年 6.00%	年 5.00%
昭和62年4月1日から 平成2年3月31日まで			年 5.50%
平成2年4月1日から 平成6年3月31日まで	年 5.50%	年 5.75%	年 5.50%
平成6年4月1日から 平成8年3月31日まで	年 3.75%		
平成8年4月1日から 平成11年3月31日まで	年 2.75%		
平成11年4月1日から 平成13年6月30日まで	年 2.00%		
平成13年7月1日から 平成19年9月30日まで	年 1.75%		

注 貸付期間（1年）を経過しますと、利率はそれぞれ2%高くなります。また、貸付期間経過後、さらに1年を経過しても貸付金の弁済がない場合には、貸付金の弁済に代えて保険金額等が減額されます。

- ① 被保険者が介護保険金の支払事由に該当し、介護保険金が支払われることとなった後に請求される普通貸付についての貸付利率です（介護保険金の支払免責に該当する場合及び告知義務違反により基本契約（当該基本契約が契約変更に関する簡易生命保険約款の定める変更後基本契約である場合には、同約款の定める基本契約の変更増額契約をいいます。）が解除された場合を除きます。）。
- ② 保険契約者の死亡又は重度障害により、保険料が払込不要とされた後に請求される普通貸付についての貸付利率です。
- ③ 被保険者の特定要介護状態により、介護割増年金部分の保険料が払込不要とされた後又は被保険者が介護割増年金の支払事由に該当し、介護割増年金が支払われることとなった後に請求される普通貸付についての貸付利率です（介護割増年金の支払免責に該当する場合及び告知義務違反

により基本契約（当該基本契約が契約変更に関する簡易生命保険約款の定める変更後基本契約である場合には、同約款の定める介護割増年金額の増額契約をいいます。）が解除された場合を除きます。）。

## 2 非常取扱時に適用する普通貸付の貸付利率

貸付利率	貸付期間経過後の利率
その貸付請求に係る保険契約の予定利率に相当する利率	左欄の予定利率に相当する利率に2%を加えた利率

注 非常取扱いとは、加入者のみなさまが、天災やその他非常の災害にあわれた場合で、緊急な需要を満たすため必要があると認められるときに行う取扱いです。

※ 貸付利率を改定したときは、改定後に請求された貸付けについては、改定後の利率が適用されます。

.....